

令和5年第5回矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年5月22日(月)13時30分～13時52分

2 開催場所 矢巾町役場 2階 2-2会議室

3 出席委員

(15名)

会長	16番	中川和則
会長職務代理者	15番	佐々木昭英
委員	1番	金子忠博
	2番	佐々木達也
	3番	高橋かおる
	5番	熊谷洋司
	6番	川村良道
	7番	川村和男
	8番	佐々木博
	9番	星川忠博
	10番	藤原幸藏
	11番	佐藤俊孝
	12番	高原弘明
	13番	阿部江利子
	14番	白澤和実
(欠席)	4番	白澤克美

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議書記の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 業務の経過報告

日程第5 報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について

日程第6 報告第2号 専決処理事項報告について

日程第7 報告第3号 転用許可等不要農地の現状変更届出について

日程第8 報告第4号 転用許可等不要農地の現状変更完了届出について

日程第9 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について

日程第10 議案第2号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

日程第11 議案第3号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている等の証明申請に対する許否決定について

4 説明員

農業委員会事務局	事務局長	田口征寛
	係長	泉山弘道

主任主事 藤原 佳芳里
会計年度任用職員 三上 幸廣

5 会議の概要

議長

会議に先立ち、皆様にお知らせいたします。5月1日から庁内クールビズを実施しておりますので、暑い場合には上着をお脱ぎいただいても結構でございます。また、本日の総会にあたって、事前に議案書を送付しておりますので、議案の朗読は表題のみといたします。質問、意見や討論等、発言の際は挙手により発言の意思表示をお願いいたします。なお、発言を許された方は、議席番号と氏名を述べた上で発言くださるよう、よろしくお願いたします。

本日の出席委員は15名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。なお、4番、白澤克美委員から欠席する旨の連絡がありましたので、お知らせいたします。

ただいまから、令和5年第5回矢巾町農業委員会総会を開会いたします。それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしということで、日程に従いまして進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしということで、当職より指名いたします。3番、高橋かおる委員、5番、熊谷洋司委員、6番、川村良道委員をお願いいたします。

議長

日程第2、会議書記の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしということで、当職より指名いたします。農業委員会事務局、藤原佳芳里主任主事をお願いいたします。

議長

日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしということで、本日1日と決めます。

日程第4、業務の経過報告ですが、別紙により当職よりご報告いたします。

4月27日、あっせん事業が行われております。出席委員は藤原幸蔵委員、白澤克美委員、事務局で実施されております。

5月に入りまして8日、農業対策会議が役場庁議室で行われ、私が出席しております。農業対策の計画、方針などの総会で行われました。

15日あっせん会議、五役、事務局で行っております。17日、農業委員会

会長、事務局長合同会議ということで出席してまいりました。県の担当などが人事異動により変わったこともありまして、みなさんとの顔合わせということと、地域計画策定ということで、去年から行っていましたが、進め方等についての勉強会というような内容でございました。

19日、農村振興協議会の総会、県公会堂ということで、私が出席しております。県事業計画等の申し合わせと、今年から女性委員等の表彰枠を設けるという事業計画も示されました。あと皆さんご存知のとおり多面的機能の共同活動を今年も行うということと環境保全、また農業直接支払等も今年も今までどおり行うというような内容でありました。

22日、本日ですが令和5年第5回矢巾町農業委員会総会となります。

以上ですが、質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、次に進みます。日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 (報告第1号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 報告第1号についてご説明させていただきます。

こちらの案件につきましては、盛岡市在住でありました被相続人が所有している時期から、当該農地の周辺の農家に管理を委託しておりまして、相続後も引き続きお願いする予定であることを確認しております。以上でございます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がございましたら、挙手願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしの声でございますので、次に進みます。

日程第6、報告第2号、専決処理事項報告について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 (報告第2号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 報告第2号についてご説明させていただきます。

3ページ目の番号1の案件につきましては、施設の概要の面積の合計と農地面積の合計が一致しておりませんが、事業の実施にあたり測量した結果、登記面積と相違があったためでございます。

続きまして、番号2の案件につきましては、先月の第4回総会において報告いたしました藤沢地区の宅地分譲分と同事業の案件となりますが、当該農

地は、登記上は公衆用道路であったため、当初の届出の際は含まれておりませんでした。現況は田であったことから、所有権移転登記の際に登記官より、転用届出の受理通知書の提出を求められたことから、追加で届出をしたものでございます。なお、譲渡人と譲受人の土地交換契約は、当該農地を含む3,786.61平方メートルの土地に対しまして、1,335.57平方メートルの宅地と交換する契約となっております。以上でございます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がございましたら、挙手願います。
（「なし」の声あり）

議長 なしの声でございますので、次に進みます。

日程第7、報告第3号、転用許可等不要農地の現状変更届出について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 （報告第3号 朗読）

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 報告第3号についてご説明させていただきます。

こちらの案件につきましては、河川の改修事業の影響で当該農地において、農業用水を取水できなくなり、水田として利用できなくなったことにより、以前から畑として利用しておりましたが、今回土地改良区地区除外申請の手続きをすることにしたため、現状変更届出の受理通知書が必要になったことから、届出したものでございます。畑として利用することになった時期については不明ではありますが、原因となりました河川改修事業は、現存する図面等から推察すると、少なくとも昭和56年3月以前であることが判明しており、それ以前から畑として利用しているものと思われま。なお、報告第4号の現状変更完了届出は、この現状変更届出の完了届出となります。以上でございます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がございましたら、挙手願います。
（「なし」の声あり）

議長 なしの声でございますので、次に進みます。

日程第8、報告第4号、転用許可等不要農地の現状変更完了届出について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 （報告第4号 朗読）

議長 補足説明を許します。

事務局 ありません。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がございましたら、挙手願います。
（「なし」の声あり）

議長 なしの声でございますので、次に進みます。

川村良道委員 はい、議長。

議長 はい、6番、川村良道委員。

川村良道委員 はい、6番、川村です。次の議案につきましては、私に関係する議案になりますので、退席の許可をお願いいたします。

議長 次の議案について、6番、川村委員の退席を認めます。川村委員が退席するまで、一時休憩といたします。

(13:44 休憩)

(13:45 再開)

議長 それでは、再開いたします。日程第9、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 (議案第1号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 議案第1号についてご説明させていただきます。

お手元の別添の農地法第3条調査書をご覧ください。こちらをご覧くださいまして、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われることから、許可要件の全てを満たしているものと考えております。

番号1-1と1-2の案件につきましては、譲渡人譲受人の双方の合意に基づきまして、売買ではなく、それぞれの農地を交換することにより、所有権移転するものでございます。以上でございます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がございましたら、挙手願います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、討論なしと認めます。挙手により、表決に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数ですので、許可することに決します。

次に進みます。6番、川村良道委員が着席するまで休憩といたします。

(15:47 休憩)

(15:48 再開)

議長 再開いたします。日程第10、議案第2号、農用地利用集積計画に対する

意見決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 (議案第2号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 ありません。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がございましたら、挙手願います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、討論なしと認めます。挙手により表決に入ります。議案第2号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数ですので、妥当な計画であるとして意見することに決します。

次に進みます。日程第11議案第3号、相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている等の証明申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 (議案第3号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 議案第3号についてご説明させていただきます。

こちらの案件につきましては、引き続き農業経営を行うことを条件に相続税の納税猶予を行っているもので、その手続きに係る証明をするものでございます。以上でございます。

議長 それでは、質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、討論なしと認めます。挙手により表決に入ります。議案第3号、相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている等の証明申請に対する許否決定について、議案のとおり許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数ですので、証明を許可することに決します。

以上で、議事の全てを終了いたしましたので、当会は閉会といたします。
皆様大変お疲れ様でございました。

(終了 13 : 52)

以上は、令和5年5月22日、矢巾町役場2-2会議室において開催された、令和5年第5回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____ 会 長 _____

議事録署名人 _____ 番 _____

議事録署名人 _____ 番 _____

議事録署名人 _____ 番 _____